

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2025年12月3日現在

～2025年12月2日

2025年12月3日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

附則（令和7年11月26日 CNS1サ第000400013804-01号）

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年12月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

3 この改正実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。